

中国における温暖化対策の二〇年

その原則と関心をめぐって

大塚健司

#### 発展途上国から見た地球環境問題

## ●はじめに

二〇〇八年一〇月二九日、中国政府は「気た。これは前年六月に発表された「気候変動に対する政策と行動」白書を発表した。これは前年六月に発表された「気候変動に対する国家方案」をはじめ、中国の温験化対策への積極的な姿勢と実績をアピールすることがねらいであると考えられる。中国で温暖化対策の陣頭指揮にあたる解振華国家発展改革委員会副主任(前国家環境保護総局長)は、記者会見で、中国は温暖化対策をきわめて重視しており、工業化、都市化が加速的発展段階にあり、経済発展・着困削減と温室効果ガス排出削減という二重の圧力のなかにあるものの、気候変動に関する一連の政策と措置をとっていることを強調した(参考文献①)。

か。しかし、中国国内に目を転じると、それは現起されるのは、中国の経済発展が地球環境問題に与えるインパクトや、地球温度化対策に経済大国として台頭しつつある時国が温室効果ガス削減にどのような責任を負うのか、ということではないであろうか。しかし、中国国内に目を転じると、それが環境問題と中国というテーマで真っ

取り組みを模索してきた。
取り組みを模索してきた。

東方にた問題設定は、環境問題に取り組む政府やNGOなどの意識とは隔たりがあることに気づく。かといって中国社会が温暖化というわけではなく、むしろ中国では温暖というわけではなく、むしろ中国では温暖というわけではなく、むしろ中国では温暖で問題に対して一九八○年代から国際社会の動向に注視し、独自の原則と立場を打ち立て国際交渉に臨みながら、国内における

地球温暖化対策については、国際社会、 国家、地方、コミュニティ、家庭と様々な レベルでの展開が考えられるが、とりわけ 先進国主導の枠組先行に反発する途上国の 関与を考えた場合には、CDMのようなメ 関ニが考えた場合には、CDMのようなメ 関手を考えた場合には、CDMのようなメ 関与を考えた場合には、CDMのようなメ 関与を考えた場合には、CDMのようなメ

中国の温暖化対策については、国際社会に対する温室効果ガスの排出削減義務をはじめとして様々な観点から論じられている(参考文献②、③、④、⑤)。本小論では、中国における温暖化対策の新たな動向をふまえ、環境政策及び環境NGOの取り組みまえ、環境政策及び環境NGOの取り組みを振り返るなかで、中国の温暖化対策については、国際社会

討したい。

討したい。

# られた地球温暖化問題への対応国内環境対策の制度整備期に迫

なって国を挙げての取り組みを早急に開始 懸念するとともに、中国も国務院が中心と 六五頁)。そのなかで、気候変動影響の重 報告」を行っている(参考文献⑥、 象局の副局長が「地球温暖化問題に関する 政策に関する部局横断的な審議機構であっ 遣しており、一九八九年三月には国の環境 は、国家気象局長を正式メンバーとして派 C)が設置された。それに対して中国政府 に気候変動に関する政府間パネル(IPC 関(WMO)と国連環境計画(UNEP 的アセスメントを目的として、世界気象機 候変動とその影響及び対応策に関する科学 は一九八〇年代であり、一九八八年には気 まり、対応策が議論されるようになったの 大きさに起因する国際社会による圧力等を た国務院環境保護委員会において、国家気 大性を指摘し、また中国の温室効果ガスの 地球温暖化に対する国際社会の関心が高 五九~

動協調小組が設置された。年一月には国務院環境保護委員会に気候変すべきと説いている。その翌年、一九九○

しかし、当時中国はまだ国内の環境政策の制度整備を行っている最中であった。国の環境行政機関が国務院直轄の機関となったのは一九八八年、現在に至るまで環境政策の基本法となっている環境保護法の改正が行われたのは一九八九年であった。また当時の典型的な環境対策としては、大気汚染のために「人工衛星から見えない都市」とまで言われた東北地方の重工業都市、本とまで言われた東北地方の重工業都市、本とまで言われた東北地方の重工業都市、本とまで言われた東北地方の重工業都市、本で対策に国務院が乗り出したのも一九八八年であった。

あった。
や圧力に対応するかたちで模索されたので整備を行いつつあるなかで、国際的な動向整備を行いつつあるなかで、国際的な動向で深刻化する環境汚染対策への取組体制のこのように、中国の温暖化対策は、国内

## 温暖化交渉への対応

中国が温暖化をはじめとする地球環境問

四二~五五頁)。 四二~五五頁)。

間にみられる利害対立を利用して、アメリ 場が提案されている。また温暖化交渉にお と立場に沿ったかたちで中国がとるべき立 うえで、先述の地球環境問題に関する原則 渉への準備状況など、温暖化交渉に対する とを冷静に分析したうえで、中国は先進国 ら、同じ先進国のなかでも温度差があるこ いて各国のエネルギー産業構造等の違いか 展に影響があるとの基本的な認識を示した 改革に関わる問題であり、ひいては経済発 なかで、温暖化問題は国のエネルギー構造 中国の戦略が焦点のひとつとなった。その 候変動協調小組による気候変動枠組条約交 長は同委員会の宋健主任)の報告や国家気 護委員会において気候変動に関する特別会 議が開かれた(参考文献⑥、二四五 一六二頁)。この会議では、前年一○~ 一月に開かれた第二回世界気候会議(団 一九九一年一月一五日に、国務院環境保 ソ連(当時)、日本等、 ある側面では

中国と共通認識を有する国と連携しながら、中国の利益を擁護していくべきとしている。中国の利益を擁護していくべきとしている。計画の中国事務所で外交官を務め、その後、国家環境保護総局の国際合作司長となった王乃佳が回顧録のなかで、京都議定書後の温暖化交渉に関連して、中国は中進国になるまで、自らの持続可能な発展戦略にしたがって温室効果ガスの増加率を削減する努力を行い、その後にはじめて排出削減義務を負うことについて検討することができるという見通しを示している(参考文献®、

する中国の「原則」にも引き継がれている。年一○月の白書で示された温暖化対策に対これらの原則と立場については、二○○八

七六頁)。

# 応援・温暖化による影響への関心と適



#### 発展途上国から見た地球環境問題

温暖化による農業への正負両面の影響に注意、を促している。特別会議で講話を行った宋を促している。特別会議で講話を行った宋健主任は、温暖化交渉に参加した経験から、各研究・行政機関に対して、温暖化の国内的影響に関する科学的研究を行うと同時に、事門家に対する意見聴取やメディアの報道専門家に対する意見聴取やメディアの報道を通した世論喚起を行うことが必要であることを強調している。
□○○八年一○月に発表された白書では、二○○八年一○月に発表された白書では、ことを強調している。

温暖化対策の体制強化

献①)。 年代に入り体制が強化されている(参考文暖化対策の政府機構は、その後、二○○○ 一九九○年に設立された中国における温

によると、一九九八年に国家気候変動対策──二○○八年一○月に発表された「白書」

協調小組は国務院の下に移され(同年の国家環境行政機構の改組に伴う国務院環境保証委員会の廃止による措置のためと考えら悪委員会の廃止による措置のためと考えら悪な革委員会主任の馬凱を組長とする現在展改革委員会主任の馬凱を組長とする現在の体制となった。また、二〇〇七年に、国家院に総理がトップとなる国家気候変動対応高導小組が設置され、またその翌年、心領導小組が設置され、またその翌年、心領導小組が設置され、またその翌年、心領導小組が設置され、またその翌年、心対策を担う常設機構として気候変動対応でが表して、

問題を解決することとされている。 策を組織して実施するとともに、重大政策 関する重大問題を調整解決すること、また 温家宝総理を組長とする国家気候変動対応 提案を研究審議し、関連事業における重大 国務院の省エネ・汚染削減事業の方針と政 調整を行い、国際協力及び国際交渉案に関 文献①)。その主な任務としては、国の気 れていることが明らかにされている(参考 及び省エネ汚染削減工作領導小組が設置さ 汚染削減対策の指導力を強化するために 通知により、国の気候変動対応と省エネ る。二〇〇七年六月一二日付けの国務院の 汚染削減対策を担うことになったことであ 要な点が、温暖化対策と同時に、省エネ する研究審議を行い、気候変動対応事業に 策を制定し、気候変動対応事業を統一して 候変動対応に関する重大戦略、方針及び対 さらに温暖化対策の政府機構において重

このように、中国においては、温暖化対

む体制ができていることが注目される。政策として相互に連動するかたちで取り組策と省エネ・汚染削減対策が、国の最重要

## 省エネ・汚染削減への取り組み

中国政府が現在掲げている温暖化対策、 とりわけ「緩和策」のなかで最も具体的な で二〇%前後削減させるということであろ う。しかしこれは温暖化対策というよりは、 もともとは第一一次五カ年計画(二〇〇六 もともとは第一一次五カ年計画が行われて が策の数値目標として取り組みが行われて いるものである。

を二〇〇五年比で二〇%前後削減すること では単位GDP当たりのエネルギー消費量 わったことを受けて、第一一次五カ年計画 減するという総量抑制目標が未達成に終 排出量をそれぞれ二〇〇〇年から一〇%削 硫黄排出量とCOD(化学的酸素要求量) 大気と水質の主要な汚染物質である二酸化 五カ年計画(二〇〇一~二〇〇五年)では、 の課題であると認識されている。第一〇次 響をいかに軽減し、かつ予防するかが喫緊 び環境破壊や環境汚染による社会経済的影 られるものの、資源・エネルギーの浪費及 る自然、社会、経済各方面への影響が認め 汚染削減の実現にある。確かに温暖化によ の重点は温暖化対策よりも省資源・省エネ 実際、中国国内における資源・環境対策 久出知政府の出てう宝縛 (2007年末)

表1 各省級政府の省エネ実績(2007年末)						
省・直轄市・ 自治区		単位GDP当たりエネルギー 消費量(標準炭トン/万元)		単位GDP当たりエネルギー消費量削減率 (2005年比%)		
		2005年基準	2010年目標	2010年目標	2006年実績	2007年実績
北	京	0.80	0.64	20	5.25	6.04
天	津	1.11	0.89	20	3.98	4.90
河	北	1.96	1.57	20	3.09	4.02
山	西	2.95	2.21	25	1.97	4.52
内モ	ンゴル	2.48	1.86	25	2.50	4.50
遼	寧	1.83	1.46	20	3.20	4.01
吉	林	1.65	1.16	30	3.32	4.41
	龍江	1.46	1.17	20	3.04	4.09
上	海	0.88	0.70	20	3.71	4.66
江	蘇	0.92	0.74	20	3.50	4.28
浙	江	0.90	0.72	20	3.52	4.18
安	徽	1.21	0.97	20	3.44	4.11
福	建	0.94	0.79	16	3.20	3.51
江	西	1.06	0.85	20	3.18	4.01
山	東	1.28	1.00	22	3.46	4.54
河	南	1.38	1.10	20	2.98	4.11
湖	北	1.51	1.21	20	3.21	4.06
湖	南	1.40	1.12	20	3.39	4.43
広	東	0.79	0.66	16	2.93	3.15
広	西	1.22	1.04	15	2.50	3.31
海	南	0.92	0.81	12	1.17	0.80
重	慶	1.42	1.14	20	3.41	4.46
四	Ш	1.53	1.22	20	2.10	4.44
貴	州	3.25	2.60	20	1.85	3.97
雲	南	1.73	1.44	17	1.52	3.98
	シット	1.45	1.28	12	_	_
陜	西	1.48	1.18	20	3.39	4.54
甘	粛	2.26	1.81	20	2.61	4.09
青	海	3.07	2.55	17	+1.51	2.20
寧	夏	4.14	3.31	20	1.01	3.52
新	疆	2.11	1.69	20	1.06	3.08

(出所)「国務院関与"十一五"期間各地区単位生産総値能源消耗降低指標計劃的批復」(2006年9月17日) (中華人民共和国中央人民政府http://www.gov.cn)、国家統計局・国家発展改革委員会・国家エネルギー領導小組弁公室「2006年各省、自治区、直轄市単位GDP能耗等指標公報」2007年7月 12日 (参考文献①)、「2008年第55号 国家発展改革委員会公告」(参考文献②) より筆者作成。

緩和策としての温室効果ガス排出削減はこ 成を行い、地方政府や企業に対して社会的 することで環境政策の強化に向けた世論形 当たりのエネルギー消費量の実績は表1の うした省エネ・汚染削減に対する利害と な圧力も加えているところである。 通りである。これによるとほとんどの地方 て積極的な取り組みが行われるであろう。 致する(コ・ベネフィット)かぎりにおい

国家発展改革委員会が公表した二〇〇六 二○○七年の各省級政府の単位GDP 温暖化

また、これを「拘束性指標」として、地方

物質削減に関する数値目標を改めて掲げた。

動向だけではなく、地方各地の実態を報告

環境保護目標達成状況の比重を大きくして

、ルの政府幹部の人事考課の規定を変更し、

いる。さらに、マスメディアが中央の政策

ば江蘇省では二○○六年に、省内の市県レ 対する政治的な圧力を強めている。たとえ 幹部の人事考課の材料とするなど、地方に を一〇%削減するなど、省エネおよび汚染

に加えて、二酸化硫黄とCODの排出総量

う目標達成には楽観できる状況ではない。 セントにとどまっており、二〇%前後とい 少しつつあるものの、まだ削減率は数パー で単位GDP当たりエネルギー消費量が減

### 人々の認識と行動

考文献⑩)、地球温暖化が「深刻」または「ま 実施した住民の環境意識調査によると(参 改革研究会調研室と共同で北京と上海にて 技促進発展研究センター及び中国経済体制 九九四年にアジア経済研究所と中国科 あ深刻」であると回答した都市住

害者法律援助センター」(一九九八 (一九九六年)、「緑家園ボランティ 中国の環境NGOの草分けである ジャーナリストなどの有志により を認識していたことを示している。 れるが、いまから一四年前にすで スメディアの影響など様々考えら れた。その背景要因としては、マ としては予想外に高い結果が得ら 対象地区では六五~七二%と当時 区で五四〜五七%、上海市の調査 民の割合は、北京市の調査対象地 有志からなる環境NGOが続々と に両都市住民は「地球温暖化問題」 「自然の友」が結成された。その後、 北京地球村文化センター ちょうど同年に北京で研究者、 など、中国において知識人の (同年)、「中国政法大学公害被



#### 発展途上国から見た地球環境問題

と共同で行った「省エネ二〇%市民行動

どである。

は二〇度におさえる、エネルギー効率の高 例えば、エアコンの温度を夏は二六度、冬 がある(参考文献印、二七〇~二七一頁)。

い家電製品を選ぶ、公共交通を活用するな

ンペーンであろう。最近では北京地球村が

二○○七年に合計五○団体を越えるNGO

人レベルで実施可能な温暖化対策促進キャ

的な活動として容易に想起されるのは、個

環境NGOによる温暖化対策関連の典型

場と異なる点は、社会的公平性を重視する 立場から、社会的弱者や気候変動の影響を するNGO独自の見方や立場を明らかにし 想と行動」というリーフレットにまとめて 成果を「温暖化する中国―市民社会の思 Oと共同で行った温暖化対策に関する研究 センターをはじめとする国内外の環境NG たものとして注目される。政府の原則と立 いる。これは中国で初めて温暖化対策に関 京地球村、緑家園ボランティア、環境研究 エイド、世界自然保護基金(WWF)、北 ファム香港、グリーンピース、アクション・ また自然の友は二〇〇七年に、オクス

> 受けやすい地域の対応能力の向上と条件の 整備を求めていることであろう。

### おわりに

戒する党・政府による介入をうまく回避し

録制度や反体制・反政府活動への転化を警 設立された。中国のNGOは、硬直的な登

ナリストや内外のNGOとのネットワーキ ながら、社会的ニーズをくみ上げ、ジャー

ングなどを通して活動スペースを確保・拡

大しつつある。

則と立場」の枠組のなかでの「市民の声 組み、国際的には(絶対量では)温室効果 立てられたものから大きく変わっていない 関する政府機構の体制強化と新たな政策文 にとどまるのか、注目されるところである 新たな行動原則を確立していくプロセスに 則と立場」を越えた「地球市民」としての 社会」が、温暖化対策に関する政府の「原 かけるという動きが、今後、中国の「市民 のNGOが温暖化対策に市民の参加を呼び みに対する要求や圧力はますます高まって ガス排出大国としての排出削減への取り組 及び主な関心は温暖化対策の草創期に打ち 書が公表されているが、その原則、立場 つながるのか、あるいはあくまで政府の「原 いくと考えられる。こうしたなか、国内外 しかし、国内では適応策や省エネへの取り 中国では二〇〇七年以来、温暖化対策に 所新領域研究センター (おおつか けんじ/アジア経済研究

### 《参考文献》

①中国気候変化信息網(http://www.ccchina

②王勤学・渡辺正孝・劉紀遠・塚本直也 および温暖化影響早期観測ネットワーク 「中国における環境資源への温暖化影響

財団法人日立環境財団、二〇〇八年)。 の構築」(『季刊環境研究』第一四九号、

③森谷賢·塩谷滋·小田俊司·大江一彦「中 二〇〇八年)。 考察」(『季刊環境研究』第一四九号、 国におけるCDMプロジェクトの現状と

⑤明日香壽川「中国の温暖化対策国際枠組 ④周瑋生「ポスト京都における中国の気候 対応戦略―ローカルとグローバルの統合\_ 『参加』問題を考える」(『季刊環境研究 (『季刊環境研究』第一四九号、二〇〇八年)。

⑥国務院環境保護委員会秘書処編『国務院 境科学出版社、一九九五年。 環境保護委員会文件匯編(二)』中国環

第一五〇号、二〇〇八年)。

⑧王之佳編著『中国環境外交』中国環境科 ⑦『中国環境保護行政二十年』本書編委会 学出版社、一九九九年。 編、中国環境科学出版社、一九九四年。

⑩西平重喜・小島麗逸・岡本英雄・藤崎成 ⑨国家発展改革委員会資源節約・環境保護 識調査の集計表』アジア経済研究所、 題総合研究報告書―中国・タイ環境意 年、及び『平成七年度発展途上国環境問 昭編『発展途上国の環境意識――中国、タ 〒(http://hzs.ndrc.gov.cn/newjn/) イの事例』アジア経済研究所、一九九七 一九九五年。

)自然之友編『中国環境的危機与転機 (二〇〇八)』社会科学文献出版社。